

平成 30 年度東北地方ブロックにおける大規模災害に備えた地方公共団体による
災害廃棄物処理計画作成支援業務（青森県に所在する市町村等対象）～弘前市～

第 1 回検討会 議事要旨

日時：平成 30 年 10 月 19 日（金）13：30～15：40

場所：弘前地区環境整備センター会議室

弘前市：都市環境部環境管理課 森岡課長、高谷課長補佐

都市環境部環境管理課 環境事業係 田沢主幹

都市環境部環境管理課 資源循環係 山内主幹

都市環境部環境管理課 廃棄物政策係 小倉主幹、成田主査

弘前地区環境整備事務組合：施設管理課 成田主幹

総務課 川辺課長補佐

環境省：東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 茶山災害廃棄物対策専門官
藤林廃棄物対策等調査官

株式会社建設技術研究所：古田、山田、谷澤

議事次第

1. 開会
2. 環境省挨拶
3. 弘前市挨拶
4. 議事
 - (1) 本業務の目的及び検討事項
 - (2) 被害想定と災害廃棄物発生量
 - (3) 仮置場候補地選定
 - (4) 初動体制の計画
 - (5) 処理フロー
 - (6) その他
5. 閉会

配布資料一覧

- 資料 1 基礎資料と県計画の目次構成の比較表
- 資料 2-1 被害想定
- 資料 2-2 災害廃棄物発生量と仮置場必要面積
- 資料 3 仮置場候補地（案）
- 資料 4 初動体制（案）
- 資料 5 処理フロー（案）

参考資料 1 出席者名簿

参考資料 2 座席表

議事内容（速報版）

1. 開会

2. 環境省挨拶

- ・ 環境省より挨拶を行った。

3. 弘前市挨拶

- ・ 弘前市より挨拶を行った。
- ・ 建設技術研究所（以下建設技研という。）より、出席者紹介（参考資料 1）を行った。

4. 議事

(1) 本業務の目的及び検討事項

- ・ 建設技研より、資料 1 の説明を行った。

(2) 被害想定と災害廃棄物発生量

- ・ 建設技研より、資料 2-1 に基づき「被害想定」について、資料 2-2 に基づき「災害廃棄物発生量と仮置場必要面積」の説明を行った。
- ・ 仮置場は、推計を分けている 3 市域ごとに設定した方がいいのか、または全体として 1 カ所にまとめた方がいいのか。（弘前市）

→災害の規模等によって対応が異なるため複数候補地を用意した方がよい。一部の地域だけが重篤な被害を受けた場合は被害がない地域に設置する必要がある。また、市全域が被害を受けた場合は、仮置場を 1 カ所にすると道路の渋滞等開設地域への負荷が大きくなる。小さい仮置場を複数設置した例としては、北海道胆振東部地震の厚真町がある。集落ごとにある学習センターの駐車場を利用し仮置場を 23 カ所設置したが、うち 19 カ所はすぐに満杯になった。災害廃棄物処理計画を策定した後も、市の高齢化の進展や軽トラ等の保有状況、集落間の距離等を考慮しながら、見直しを図る必要がある。その上で災害規模に応じたシミュレーションを行うことが求められる。（環境省）

- ・ 資料 2-2 の「表 1.10 廃家電の発生量原単位」について、1 家庭にテレビや洗濯機は 1 台あるところが多いと思うが、どのように考え設定しているのか。（弘前市）

→必ずこれを使用しなければならないものではなく、市の状況に応じた台数とすることも可能である。（建設技研）

- ・ 資料 2-2 の 1.2 (4)「農業系廃棄物の考え方」について、西日本豪雨の時の被害ではどのように取り扱ったか、参考になるものあれば後日教えてほしい。（弘前市）

→情報を確認し、整理した上でご報告する。（建設技研）

(3) 仮置場候補地選定

- ・ 建設技研より、資料 3 に基づき「仮置場候補地（案）」の説明を行った。

- ・ 「表 4 仮置場候補地の絞り込み基準」にある絞り込みの条件として、標高など細かく数値が示されているが、少々条件に合わない土地について弾力的な運用は可能か。（弘前市）

→可能である。今回の資料では、建設技研の経験上の目安で設定したものであり、今後意

見を踏まえ検討したい。(建設技研)

- ・ p.8にある仮置場の実績が多い土地として、グラウンドや公園とあるが、具体的にどのような例があるのか。(弘前市)

→使っていないようなグラウンドもあれば、市街地の立派な公園の例もある。例えば、東日本大震災の際には、市街地の公園に住民が自発的に災害廃棄物を置いておくことによるいわゆる「勝手仮置場」が発生した。北海道厚真町では 3ha 弱のパークゴルフ場を、むかわ町・安平町では、グラウンド及び駐車場を使用している。西日本豪雨の呉市では、焼却施設の向かい側に最終処分場跡地(平時はグラウンド)を一次仮置場とし、市内の災害廃棄物の 7 割を集めた。また、現況復旧費は国庫補助の対象外であり、資料にあるように人工芝やゴム製舗装のグラウンドなどは復旧費がかさむので避けたほうがよい。さらに、土壌汚染対策法の観点から、仮置場候補地設定後は、可能であれば 30m メッシュごとの調査も事前に行っておくことが望ましい。返還時、仮置きが理由で土壌汚染が発生したという明確な証拠があれば、除却費も補助対象となった例もある。(環境省)

(4) 初動体制の計画

- ・ 建設技研より、資料 4 に基づき「初動体制(案)」の説明を行った。
- ・ 「表 2.2 災害廃棄物処理対応の主な流れ」について、各担当がどのような流れで進めていくかわかるフローチャートがあるとよい。(弘前市)
→今後検討する。(建設技研)
- ・ 一般的な仮置場のレイアウトの例があるとよい。地震と水害では災害廃棄物の種類も異なると考えられるため、別々のレイアウトがあるとよい。(弘前市)
→仮置場のレイアウトは、今までの事例や対策指針や弊社の他業務の実績を基に、今回の規模感で参考になるものを示したい。(建設技研)
- ・ 仮置場の効果的な周知方法にはどのようなものがあるか。(弘前市)
→防災無線等の音声情報は、近隣自治体との混乱が生じやすいため、できるだけ避けた方がよい。正確な情報のためには文字情報が必須であり、デジタル(SNS、ホームページ等)とアナログ(回覧板、チラシ、避難所の掲示)を併用することが大事である。熊本市では、ラジオで行政情報を流したが、仮置場やごみの分別が市町村で異なっており、住民が聞き間違い、問題が起こった。また、いずれの手法も防災部局と調整が必要になるため、平時から防災部局と協議を行っておく必要がある。(環境省)

(5) 処理フロー

- ・ 建設技研より、資料 5 に基づき「処理フロー(案)」の説明を行った。
- ・ 1.(2)「処理施設の状況」について、中央衛生センターは以前し尿処理をしていたが、平成 28 年度末で廃止し、津軽広域クリーンセンターが行っている。修正すること。(弘前市)
→指摘のとおり修正する。(建設技研)

(6) その他

- ・ 全体を通して市の防災計画との関係や平時から防災部局と協議しておくことも大事だと感じた。(弘前市)
→資料4の「表2.2 災害廃棄物処理対応の主な流れ」にあるとおり、発災後は初動から後半までマンパワーの需要が変化する。熊本市は大阪市や東京都内や仙台市からも応援を長期に受け、600人規模で対応した。役所の内部でも、道路や建築部門を複数人環境局の中に常駐させて家屋解体の関係を対応させた。災害廃棄物処理の事業費の補助金や国庫補助は、災害廃棄物が大量に発生した場合、払い止めができないため、平時から支払いをどうするか協議しておく必要があり、経理との調整も必須である。(環境省)
- ・ 仮置場が昔、埋立処分場だったところを使用している例があると聞いたが、地面に凹凸が多い場所を仮置場にしたい時に、平坦にする造成工事をした場合は補助対象になるのか。(弘前市)
→必要最小限の舗装は対象にしたケースもあるため、ケースごとに相談してほしい。敷鉄板を施工する場合は、面積が広いと数が必要となるため、業者と協定を結んでおくとうよい。仮設住宅と近い場所に仮置場を置かざるを得ないときは、粉じん防止のための舗装を補助した例もある。(環境省)
- ・ 本日の議事概要を建設技研で作成するとともに、もらった意見を参考に必要な修正や今後の対応を市と協議して進めていく。第2回検討会の開催は1月25日の予定である。(建設技研)

5. 閉会

- ・ 弘前市より閉会の挨拶を行った。

以上